

4 教総第41号
令和4年1月27日

各府立学校長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株による感染が急拡大しており、京都府においても府全域を対象としてまん延防止等重点措置等が実施されることとなりました。

この間、府立学校においても教員及び生徒の感染が多数報告され、各校の状況に応じて、学級閉鎖等の必要な措置を講じているところです。

こうした状況を踏まえ、引き続き学校体制に影響が及ぶことがないよう充分留意しながら、適切な感染拡大防止対策を徹底していく必要があります。

ついては、2月1日（火）から2月20日（日）までの期間、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。ただし、本日以降、可能なものから速やかに対応してください。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 通学等について

各学校の通学実態や地域の感染状況を踏まえ、引き続き、通学時や校内での密を避ける工夫を行うこと。

2 学校教育活動の制限について

- (1) 感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～（2021.11.22Ver.7（2021.12.10一部修正））（以下「衛生管理マニュアル」という。）P50）は実施しないこと。ただし、指導計画上、活動内容、実施時期の変更ができない場合は、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなど、感染防止対策を十分に講じた上で実施を可とする。
- (2) 学校外の者が参加して行われる校内での活動（発表会、公開授業、交流授業、授業参観など）は実施しないこと。ただし、外部講師による授業や講演は実施を可とする。
- (3) 校内外での他校生との交流は実施しないこと。
- (4) 校外での教育活動（校外実習、フィールドワーク、野外活動、遠足、団体鑑賞、発表会など）は実施しないこと。ただし、教育課程内の活動（授業・学校行事等）で、

不特定多数の人と接触しない、活動場所が近隣であるなど、感染リスクが極めて低いと判断できる場合であって、かつ、指導計画上、活動内容、実施時期の変更ができない場合は、実施を可とする。

なお、日常の授業等で使用している近隣の施設等については校内と見なす。

(5) 宿泊を伴う教育活動は実施しないこと。

(6) 部活動について

ア 制限等

- (ア) 参加者 自校生徒のみとする。(※1)
- (イ) 活動場所 校内に限る。(※2)
- (ウ) 活動時間 2時間以内(※3)
- (エ) 他府県交流 禁止
- (オ) 宿泊 禁止(※4)
- (カ) 大会参加 公式な全国・近畿大会及びそれに繋がる大会は制限しない。(※5)

※1 ①指導者は原則顧問とするが、外部人材を活用する際は、慎重に判断するとともに、教職員と同様の感染対策を徹底すること。

②大会等に合同チームで参加する場合は、必要最低限の機会に限り、合同チームでの活動を認める。

※2 活動拠点が校内になく、校外施設のみの場合は、当該施設を校内とみなす。ただし、移動に当たっては感染防止に十分留意すること。

※3 活動時間とは、準備運動から整理運動までを指す。

※4 公式大会の参加に当たり、競技開始時刻等を考慮して必要となる場合は、宿泊施設の感染予防対策等を確認の上、宿泊を認める。ただし、対象とする生徒や泊数等を最小限に留めるとともに、保護者の同意を得ること。

※5 ①高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会・発表会等

②大会参加に当たっては、開催地域の感染状況、各自治体の対応方針等及び主催者による感染予防対策を確認の上、判断するとともに、主催者が指示する感染防止対策等の遵守を徹底すること。

イ 留意事項等

- (ア) 「府立学校の部活動における感染防止対策について」(令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡)による「各競技等の活動や行動等」に留意するとともに、競技団体等が示すガイドライン等を踏まえること。
- (イ) ア-カ)の大会へ出場する場合に限り、事故防止等の観点から、飛沫感染や接触感染のリスクを伴う活動(組み合わせることが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、室内で生徒が近距離で行う合唱・管楽器演奏)を行ってもよいが、感染防止対策を十分に講じた上で、最小限に留めること。
- (ウ) 部室や更衣室等で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させること。(マスクの着用はもとより、大人数が密集することがないよう、分散利用や速やかな行動、会話や飲食を控えるなど感染拡大防止に係る行動の徹底)
- (エ) 日々の健康観察の記録の徹底及び活動前の体調確認を行うとともに、自校参加者に係る健康観察の書類等の保管は、1ヶ月以上とする。
- (オ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り返し

返し指導すること。

- (カ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう特に配慮すること。
- (キ) 体育館や音楽室等、大人数が同一施設を同時に使用しないように活動時間や場所を割り振る工夫を徹底すること。
- (ク) 活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めてマスクを着用するとともに、特に部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感染防止の徹底についても繰り返し指導すること。

3 臨時休業について

感染者の発生状況や濃厚接触等による自宅待機児童生徒の数などにより、学校の全部又は一部（学級単位・学年単位・学部単位）を臨時休業とする場合がある。その対応については、府教育委員会と協議を行う。

4 オンラインを活用した学習について

濃厚接触等による自宅待機児童生徒の増加や臨時休業を想定し、オンラインを活用した学習が実施できるようにすること。

- (例)・濃厚接触等による自宅待機生徒に対して授業の様子を配信したり、授業を録画して送付したりする。
 - ・授業内容の解説動画を作成し配信する。
 - ・課題の配布・回収・解説・質疑をオンラインで行う。
 - ・同時双方向のオンライン授業を行う。

5 感染防止対策の徹底等について

(1) 感染症対策の徹底について

- ア マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するように指導すること。なお、マスクの着用については、衛生管理マニュアルP40で示すように適切に指導すること。
- イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導すること。
- ウ 不要不急の外出や友人等との会食、公共交通機関内での会話を避けるなど、感染拡大防止の意識を強く持って行動するように指導すること。
- エ 児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合は、登校させないことを徹底すること。同居の家族に同様の症状等がある場合は、登校させないことをあらかじめ説明し、遵守させること。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることとなる。
- オ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。
- カ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

(2) 保護者への連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確立すること。

(3) 新型コロナワクチン接種について

- ア ワクチン接種の感染予防の効果と副反応のリスク等、正しい知識に基づいた上で、接種を検討するように指導すること。なお、16歳未満の児童生徒へ予防接種を行うに当たっては保護者の同意が必要である。
- イ 児童生徒のワクチン接種に係る対応には十分配慮すること。例えば、接種の有無を他の児童生徒がいる場で確認するなどの指導は行わない。

6 卒業式の実施について

(1) 感染拡大防止の措置

- ア 風邪の症状等のある方は参加しないよう徹底すること。
- イ 参加者のマスクの着用を徹底するとともに、会場の出入口等にアルコール消毒薬の設置を行うこと。
- ウ 会場の換気をこまめに実施すること。

(2) 開催方式の工夫

- ア 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること。
- イ 参加人数を抑えること。
例：在校生の参加を最小限とする。(送辞を担当する児童生徒のみ等)
保護者の参加を最小限又は別会場とする。
- ウ 参加者間のスペースをできる限り確保すること。
- エ 来賓の参列は行わないこととする。

(3) 卒業式後について

- ア 在校生等による「卒業生を送る会」等を行う場合は、飲食を控えるなど、できるだけ簡素化して実施すること。
- イ 保護者の教室への入室は御遠慮いただくか、多人数が同一場所に集まらないよう配慮すること。

7 特別支援学校独自に必要な対応について

(1) スクールバス

過密化を回避し、環境衛生を良好に保つとともに、運行時はこまめな換気を実施すること。

(2) 給食

食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応を行うこと。

また、教職員が児童生徒の食事の介助等を行う場合は、マスクを着用するとともに、介助中は自身の喫食をしないなどの感染防止対策を徹底すること。

(3) 職場実習等

延期又は中止とすること。ただし、高等部卒業年次生の就労に関わる実習については、実施時期や方法等を検討の上、実施する場合は、受け入れ先の企業と生徒・保護者等の職場実習の実施の意向を確認し、三者間で合意を得た上で、感染防止対策を徹底すること。

(4) 医療的ケア等を必要とする児童生徒

医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況等を踏まえ、主治医や保護者等と連携

を密にし、個別に判断すること。

(5) 寄宿舍

寄宿舍での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備の設置、多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、マスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。

居室について、2人以上の共用としている場合は、十分な距離をとり、間に仕切りをするなどとともに、咳エチケット徹底と近距離での大声での会話を避けること。

児童生徒の朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。

(6) その他

部活動以外の教育活動における学級・学年・学部間の交流等を実施する場合は、5(1)感染症対策の徹底に示す感染防止対策を十分に講じること。

8 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、新型コロナワクチン接種の有無により、偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底すること。
- (2) 不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。
- (3) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

9 教職員の勤務等について

(1) 教職員に対する新型コロナワクチン接種について

希望する教職員のワクチン接種が円滑に進むよう配慮すること。

(2) 教職員の時差出勤について

児童生徒の学びの保障のための執行体制確保を前提として、引き続き、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を徹底すること。

(3) 教職員の勤務について

府民に対し要請されている感染拡大を抑制するための行動について、教職員に徹底すること。

①基本的な感染防止

(特措法第24条第9項)

- ・正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用
- ・人と人との距離（1メートル以上）を確保し、大声での会話を控えること
- ・室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気による空気の入れ換え

を行うこと

②リスクを低減する行動を

(特措法第24条第9項)

- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること
- ・感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受診すること

(特措法第31条の6第2項)

- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと

(特措法によらない働きかけ)

- ・不要不急の都道府県間の移動は極力控えるとともに、移動先でも基本的な感染防止対策を徹底すること
- ・発症・重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は積極的に接種すること
- ・ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく接種に行ける環境を職場や学校で整えること

また、「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」(令和3年4月2日付け2教企第104号の32)で示した取組事項(飲食時における「きょうとマナー」の徹底・確認等)を引き続き徹底すること。

(4) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

感染した教職員が勤務した場合は、児童生徒や他の教職員に感染し、学級閉鎖等を余儀なくされることもあることから、所属教職員が休みやすい環境をつくるとともに、体調が良くない者(発熱、咳、全身の倦怠感、のどの痛み、鼻づまり等)は休務し、医療機関を受診するよう徹底すること。また、教職員自身の体調だけではなく、同居家族の体調が悪い場合についても、休務するよう徹底すること。

週休日・休日も含め、次のとおり体調の確認や報告を徹底すること。

(5) 会議等における感染防止について

会議等に新型コロナウイルス感染症の患者が出席していた場合、同席者が接触者に特定され、結果として、学校体制が確保できず、長期の学校休業を実施せざるを得ないなど、学校運営に大きな支障を来す場合がある。

については、「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」(令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡)に添付した資料も参考にし、会議等を行う場合の感染防止を徹底すること。

(6) 事務職員の校内サテライト(分散)勤務実施について

事務職員の感染判明時に、陽性者や濃厚接触者の出勤停止措置により事務室機能が停止することを避けるため、「事務職員の校内サテライト(分散)勤務実施について」

(令和4年1月14日付け教職員企画課長事務連絡)に記載した実施例を参考に、各学校の実情にあわせて可能な限り校内サテライト(分散)勤務に取り組むこと。

10 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

※関係通知文

- ・「事務職員の校内サテライト（分散）勤務実施について」（令和4年1月17日付け教職員企画課長事務連絡）
- ・「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更について」（令和4年1月12日付け4教保第50号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルスの懸念される変異株、オミクロン株に対応した学校における感染症対策に係る留意事項について」（令和4年1月7日付け4教保第39号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22 Ver.7）」の一部修正について」（令和3年12月13日付け3教保第1119号教育長通知）
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」（令和3年11月24日付け3教保第1065号教育長通知）
- ・「新たな『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の決定について」（令和3年11月22日付け3教保第1062号教育長通知）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年9月29日付け3教保第912号教育長通知）
- ・「府立学校における児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて」（令和3年8月31日付け3教総第512号教育長通知）
- ・「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」（令和3年8月23日付け3教保第818号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」（令和3年7月30日付け3教総第456号教育長通知）
- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」（令和3年5月19日付け3教総第314号教育長通知）
- ・「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について（令和3年4月2日付け2教企第104号の32教育長通知）」
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」（令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」（令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡）

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員の服務及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に関すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること）	075-414-5861
	社会教育課（PTAに関すること）	075-414-5882

令和4年度京都府公立高校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対応
(無症状の濃厚接触者への対応)

令和4年2月3日現在

- ・下記のⅠからⅢまでの要件をいずれも満たしている場合、無症状の濃厚接触者の受検を認めることとする。ただし、この場合は終日、別室で受検すること。

＜無症状の濃厚接触者の受検を認める要件＞

Ⅰ：初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査^{※1}（行政検査））の結果、陰性であること。また、その後の検査の結果^{※2}においても陽性であることが判明していないこと。

ただし、やむを得ず、行政検査が実施されない場合は、上記によらず、濃厚接触者に特定された日から受検当日まで無症状であれば別室での受検を認める。

※1 初期スクリーニングの検査結果が判明するまでは受検不可とすること。

※2 その後の検査においては、直近の検査の結果が判明していない場合であっても受検は可能であること。

Ⅱ：受検当日も無症状であること。

Ⅲ：公共の交通機関（電車、バス、タクシー^{※3}、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

※自家用車等を利用すること。

※3 感染対策を講じている車両であり、事前に濃厚接触者として予約した場合を除く。

※ 体調不良を訴えた受検生用とは別に、原則、新たな別室を設けること。また、無症状の濃厚接触者や発熱・咳等のある受検生と基礎疾患を有する者、合理的配慮を要する障害等のある受検生を同一の別室で受検させないこと。

※ オミクロン株への感染が確定した患者等の濃厚接触者で宿泊施設等からの外出が認められて受検している者の別室については、他の無症状濃厚接触者とは別にすることが望ましいが、検査運営上困難な場合は、同じ別室でもやむを得ない。

※ なお、行政検査が実施されない場合で、感染者と最後に接触があった日（最終接触日）の翌日から国が定める待機期間^{※4}（その間、無症状であること）を終えた場合は、通常通り受検することを認める。

※4（例）待機期間が7日間の場合

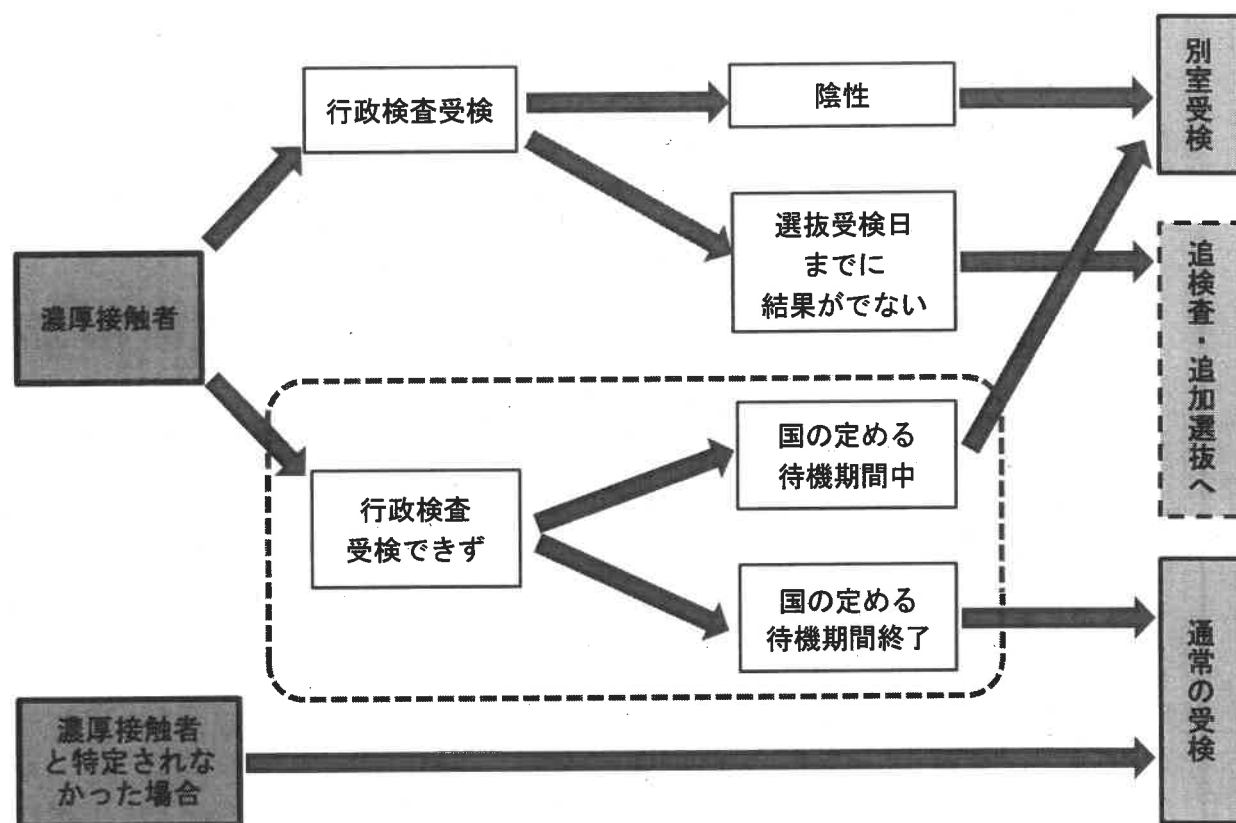
最終接触日：2月8日(火) → 待機期間終了：2月15日(火)

→ 待機解除：2月16日(水)

なお、今後、待機期間の変更があった場合、その基準に従うこと。

※ ただし、当該取扱いは、今後、国の通知により変更となる可能性がある。

＜無症状であることが前提＞



■高校・中学校・市町(組合)教育委員会等への周知

「令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」を通知(送付)するとともに、府教育委員会ホームページにも掲載

■受検生・保護者への周知

志願先高校から、受検生に『京都府公立高等学校を志願する皆さんへ(令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対策にかかわる注意事項)』を配布

令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症対策にかかわる注意事項

京都府教育委員会
京都市教育委員会

皆さんが安心して受検ができるように以下の注意事項をよく読んで、当日の検査に臨んでください。なお、感染拡大状況により、内容が一部変更される場合がありますので、京都府教育委員会及び京都市教育委員会のホームページで最新情報をご確認ください。

1. 検査前日までの留意事項

(1) 体調管理について

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスの取れた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけてください。

(2) 検温及び健康観察について

毎日、朝などに検温を行い、健康観察を行ってください。特に、検査日の2週間程度前から、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認してください。

(3) 医療機関での受診について

検査日の2週間程度前から、発熱・咳等の症状がある志願者はあらかじめ医療機関で受診してください。

(4) 新型コロナウイルス感染症にかかり、選抜当日に入院中または自宅や宿泊施設において療養中の志願者、または、保健所より濃厚接触者として、選抜当日に健康観察や外出自粛を要請されている志願者は受検できません。追検査等の受検をするようにしてください。

【無症状の濃厚接触者については、裏面の3を読んでください。】

(5) 新型コロナウイルス感染症にかかった、又は保健所等より濃厚接触者として特定された場合は、すみやかに中学校に連絡するようにしてください。

2. 検査当日の留意事項

(1) 朝、自宅で検温し、健康観察を行ってください。37.5℃以上の熱がある等、体調不良等の症状がある場合は、受検を取り止め、追検査等の受検を検討してください。

(2) 各自でマスクを持参し、検査会場では、昼食時以外は常に着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）してください。また、予備のマスクも持参してください。フェイスシールドまたはマウスシールドの着用のみでは受検できません。

なお、マスクの着用が困難な事情がある場合は、事前に中学校へ相談してください。

(3) 着用するマスクは、漢字や英文字等が書かれていないものとしてください。漢字や英文字等が書かれているマスク等を着用している場合は、

- 検査場で用意している予備のマスクを着用してもらうことがあります。
- (4) 検査場への入退室ごとに手指消毒を徹底するようにしてください。
 - (5) 昼食時はマスクを着用していないため、会話を控えて、自席で前を向いて食事を取るようにしてください。
 - (6) 休憩時間^{きゅうけい}における飲食については、水分補給等とし、飲食を終えた後は、すみやかにマスクを着用するようにしてください。
また、休憩時間^{きゅうけい}においても、他の志願者との会話や接触はできるだけ控えるようにしてください。
 - (7) 当日の検査場では、窓を開放する等、換気を行いますので、防寒着などの暖かい服装を準備する等の工夫をしてください。防寒着については、漢字や英文字等が書かれていないものとしてください。
 - (8) 検査の途中で、咳等の症状がひどくなったり、発熱を感じたりした場合は監督者に申し出てください。

3. 無症状の濃厚接触者について

- (1) 保健所等から新型コロナウイルス感染症^{いんさん}患者との濃厚接触者として、健康観察や外出自粛^{じしゅく}を要請されている志願者のうち、無症状であれば、以下の①～③の要件をすべて満たしている者は受検が認められますので、中学校に相談してください。

- ① 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））の結果^{*}、陰性であること。ただし、やむを得ず、行政検査が実施されない場合は、上記によらず、濃厚接触者に特定された日から受検当日まで無症状であること。

- ② 受検当日も無症状であること。

- ③ 公共の交通機関（電車、バス、タクシー^{*2}、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

※1 ①における行政検査が実施された場合は、結果が判明するまでは受検できません。

※2 感染対策を講じている車両であり、事前に濃厚接触者として予約した場合を除く。

- (2) 無症状の濃厚接触者で検査当日に受検する志願者は、「健康確認等自己申告書」を記入して、検査当日に志願先高等学校へ提出してください。

- (3) 終日、別室での受検となります。

- (4) 上の①～③の要件を満たさないことにより、検査日に受検できない志願者は、検査当日の朝に中学校までその旨を連絡してください。

- (5) 濃厚接触者であっても、感染者と最後に接触があった日の翌日から国が定める待機期間（その間、無症状であること）を終えた場合は、受検することが可能です。

- (6) 学級閉鎖等による自宅待機中であっても、濃厚接触者として特定されていない場合は、受検することが可能です。

4. 合格発表について

合格発表の開始時は、高校が混雑することが予想されます。合格発表については、ウェブ上でも見ることが出来ますので、積極的に活用し、掲示板前での密回避に協力してください。

合格発表日の手続きについては各校の指示に従ってください。

新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況

令和4年2月4日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部

1 府内における感染状況

府内新規感染者数(2月3日)	2,472 人
----------------	---------

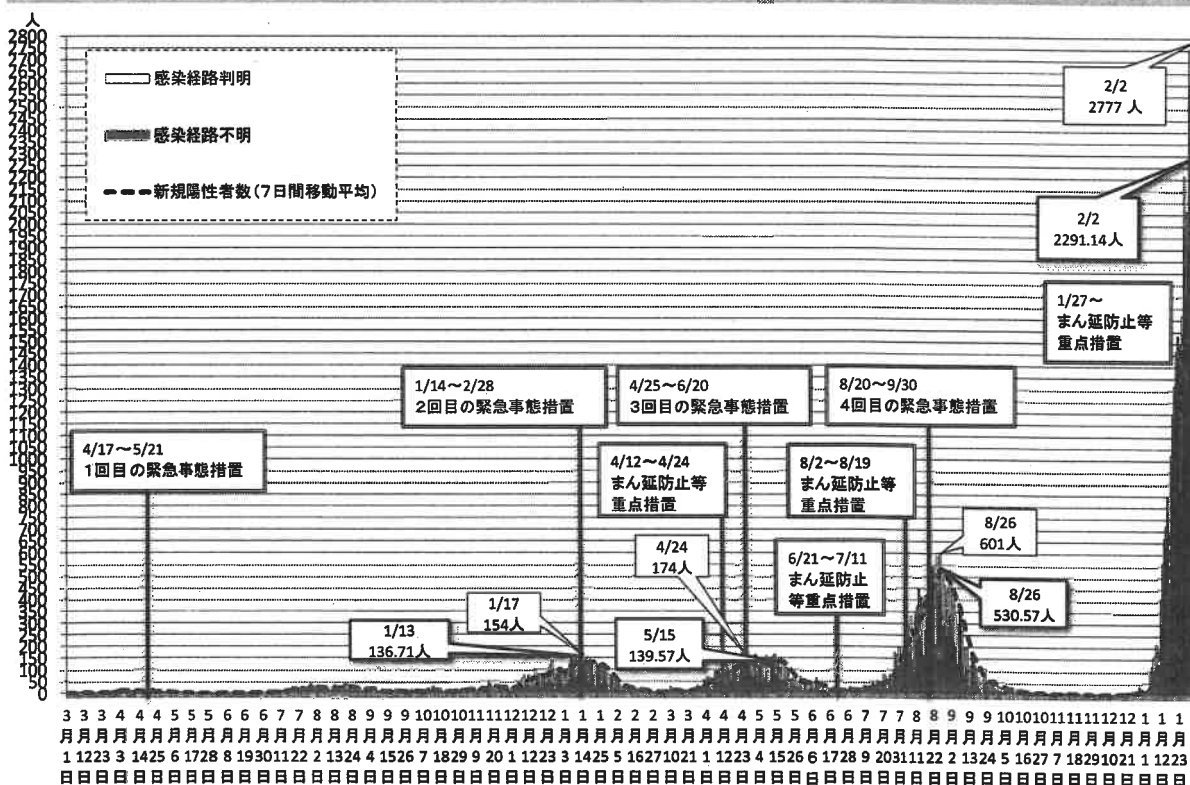
府内感染確認者総数(2月2日まで)	69,985人
-------------------	---------

令和4年2月2日

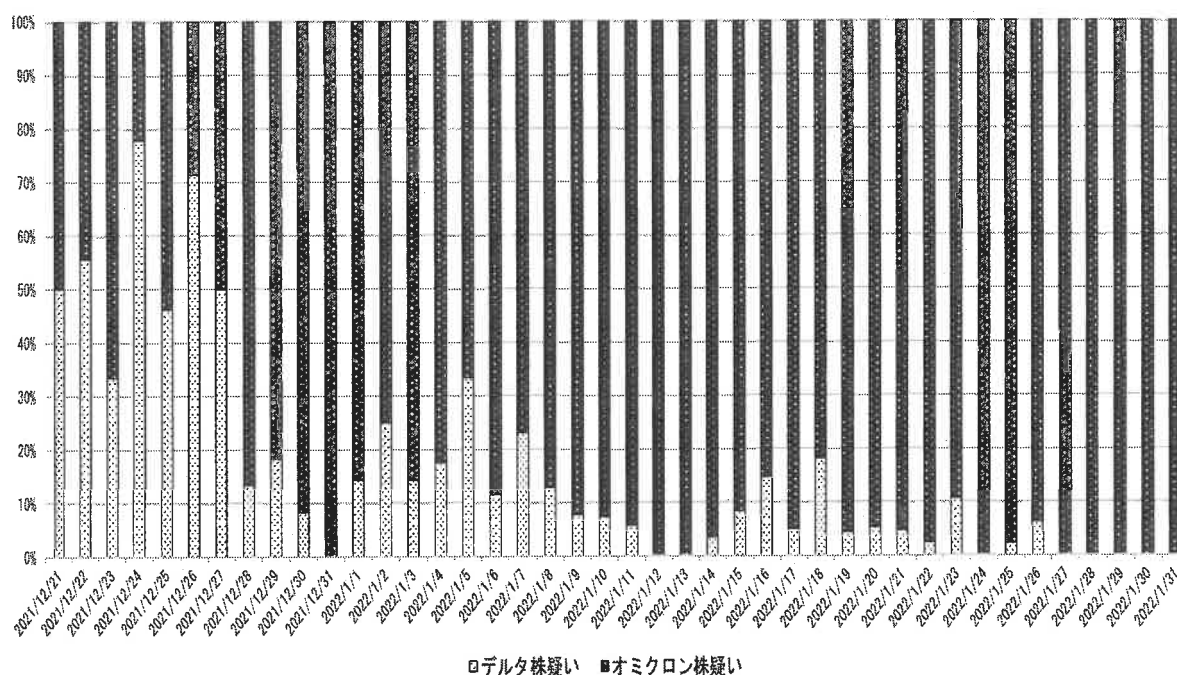
PCR 検査実施人数	PCR 検査陰性者数	PCR 検査陽性者数	退院・勧告解除	入院中	宿泊施設	自宅療養	調整中	死亡			
			568,814	498,829	69,985	51,516	477	261	17,428	0	303
			府外陽性判明者		2	1	520	0	0		
		合 計		479※	262	17,948	0	303			

※うち重症患者6人

感染者の状況（1日当たりの患者発生数）



変異株スクリーニング結果の推移



10万人あたり新規感染者数1週間合計の推移（大阪府、京都府、兵庫県）

（単位：人）

	京都府	大阪府	兵庫県
8月20日（緊急事態措置の適用時）	112.43	155.82	100.00
8月26日（第5波 京都府新規陽性者数最大時）	143.79	191.98	122.06
10月1日（緊急事態措置の解除時）	12.12	24.23	15.29
2月2日（直近の状況）	622.09	861.38	583.17

病床使用率（2月2日時点）

病床使用率	54.9%
高度重症病床使用率	11.8%

2. 感染拡大の抑制（まん延防止等重点措置等）

区 域：京都府全域

期 間：令和4年1月27日0時～令和4年2月20日24時

（1）府民・事業者への行動に対する要請（特措法第31条の6第2項、特措法第24条第9項）

①基本的な感染防止

（特措法第24条第9項）

- ・正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒
- ・人と人との距離（1メートル以上）の確保、大声での会話の自粛
- ・室内での適切な温度と湿度の維持、こまめな換気による空気の入れ換え

②リスクを低減する行動を

（特措法第24条第9項）

- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛
- ・感染に不安を感じる無症状者の検査受診

（特措法第31条の6第2項）

- ・営業時間の変更を要請した時間以降の飲食店等へのみだりな出入りの自粛

（特措法によらない働きかけ）

- ・不要不急の都道府県間の移動の自粛と移動先での基本的な感染防止対策の徹底
- ・発症・重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方の積極的な接種
- ・ワクチン接種を希望する人が気兼ねなく接種に行ける環境づくり

③社会機能を継続するために

（特措法第24条第9項）

- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触の低減
- ・居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での感染防止対策の徹底
- ・府民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者における策定済み業務継続計画の点検・事業の継続と、業務継続計画未策定の事業者における事業の継続を図るための業務点検
- ・濃厚接触者と思われる職員等の自宅待機などの自主的な取組
- ・小・中・高等学校等における、地域の感染拡大の状況を踏まえた臨時休校や学級閉鎖等による必要な対応の速やかな実施

(2) 事業者への営業時間短縮、人数制限等に対する要請

①飲食店等の営業時間短縮等（第31条の6第1項、第24条第9項）

ア 対象施設

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）、遊興施設（接待を伴う飲食店等）で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗

イ 対象区域・営業時間短縮

営業時間短縮等	
京都府全域（第31条の6第1項）	
認証店（※1）	認証店以外
・営業時間：5時から21時まで ・酒類の提供・持込み：11時から20時30分まで ただし、営業時間5時から20時まで、かつ酒類の提供・持込みを行わないとすることも可	・営業時間：5時から20時まで ・酒類の提供・持込みを行わない
営業にあたっての要請内容（第24条第9項）	
・感染防止のための業種別ガイドライン等を遵守すること ・同一グループの同一テーブル4人以下とすること	
ただし、対象者全員検査（※2）を実施し陰性を確認した場合は5人以上も可	

※1 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店等

※2 まん延防止等重点措置により飲食店やイベント開催等の人数制限等を要請した場合に、事業者が対象者（利用者等）の検査結果の陰性を確認することで感染リスクを低減させ、人数制限等を緩和することができる制度

②飲食店等以外の施設への要請（第31条の6第1項、第24条第9項）

（特措法第31条の6第1項）

・大規模集客施設（床面積1,000㎡超）における人数管理、人数制限、誘導等の入場者整理

（特措法第24条第9項）

・感染防止のための業種別ガイドライン等の遵守

（府民利用に供する大規模の府立施設等（床面積1,000㎡超）の取組）

・利用者に対し、基本的な感染防止対策の徹底と入場者の整理

・感染防止のための業種別ガイドラインの遵守

③催し物（イベント等）開催にかかる人数制限等（特措法第24条第9項）

	人数上限	収容率
感染防止安全計画を策定 5,000人超	20,000人まで なお、対象者全員検査を活用し20,000人を超える人数について、陰性の検査結果を確認した場合は収容定員まで	大声での歓声等がない場合が前提： 100%
上記以外 チェックリスト作成、HP等で公表	5,000人まで	大声での歓声等がない場合：100% 大声での歓声等が想定される場合：50%

3. 入院医療体制の強化

- ・新型コロナウイルス感染症患者用の確保病床のうち、一般病床として利用していた病床をコロナ患者受入対応に復帰。更に受入病床を拡充。
- ・入院待機ステーション（臨時の医療施設）110床を2月1日から運用開始。

		即応病床（1/19）				確保病床（2/1）
病院数		48病院				49病院
病床数		679床				762床
	重症病床	158床			171床	
	高度重症病床	47床			51床	
	中等症病床	410床			475床	
	軽症・無症状病床	111床			116床	
入院待機ステーション （臨時の医療施設）		30床			110床	
合 計		709床			872床	

※他に妊婦等配慮を要する方の専用病床20床

4. ワクチン3回目接種の推進

- ・京都府ワクチン接種会場での3回目接種対象者を、2回目接種後6か月を経過した接種券を持つ府民全員に拡大（2月1日～）

【京都府ワクチン接種会場】

- ①京都タワー会場
- ②綾部ルネス病院会場
- ③京都田辺中央病院会場

